

輸入公表改正(ワシントン条約規制対象貨物の特定国原産の更新)の施行について

2019年4月22日
経済産業省貿易経済協力局
野生動植物貿易審査室

2019年5月7日付けで、輸入公表(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和四十一年四月三十日通商産業省告示第百七十号))を一部改正し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)附属書Ⅱ又はⅢの規制対象貨物に係る輸入公表三の七の(3)の特定国原産に関する事前確認制度が変更になりますのでお知らせいたします。

2019年5月7日以降に日本へ輸入通関される際には、輸入公表三の七の(3)に基づく事前確認の適用対象は本お知らせの内容のとおりとなりますのでご注意ください。

1. 改正趣旨

輸入公表三の七の(3)において、ワシントン条約の特定の締約国からの通知等に基づき、ワシントン条約上の手続きが適切に行われているかについて、事前に経済産業大臣が確認を行うこととしています。

特定の締約国からの通知について、インド等一部の国からの通知が更新され、また、アメリカ合衆国から新たな通知が出されていることから、通知に合わせて事前確認の対象を整理することとします。併せて、これまでは規制の対象を「特定の締約国を原産地とするもの」としておりましたが、規制の趣旨に鑑み、アフリカゾウに係るものを除いて、「船積地域」又は「特定の締約国を原産地とし、かつ船積地域とするもの」とすることとします。

2. 改正の内容

(1) 対象国の変更

これまで、特定国の対象を一律「原産国」(ワシントン条約輸出許可書等における「原産国」欄に記載されている国)としておりましたが、改正後は、国によって、①原産国、②船積地域、③原産国及び船積地域の3つに分かれることとなります。

■一・・・「原産国」：ワシントン条約輸出許可書等の「原産国欄」に記載されている国

該当国：ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエ

貨物：アフリカゾウ

→従来通り。変更はありません。

■二・・・「船積地域」：輸出貨物の船積地域

該当国：アメリカ合衆国

貨物：魚類チョウザメ目のうちアドリアティックスタージョン、カラチョウザメ、ミカドチ

ヨウザメ、ダウリアチヨウザメの4種

→新規追加。当該種についてアメリカ合衆国は自国からの輸出を禁止しておりますが、チヨウザメやキャビア製品等を輸入されている方はご注意ください。アメリカ合衆国以外から輸出される当該種については輸入公表三の7の(3)の事前確認の対象外です。

■三・・・「原産国及び船積地域」：原産国が船積地域となる場合。

該当国：アルゼンチン、エジプト、インド、イスラエル、ヨルダン、パプアニューギニア、フィリピン、タンザニア（該当種の内容は別途ご確認ください。）

→変更有り。これまで上記国の該当で申請されていた方は、施行後、「原産国及び船積地域」に該当する場合のみ事前確認の対象となります。該当しない場合は税関での通関時確認（ワシントン条約輸出許可書等の原本のみを税関に提出）となります。

（例えば、イスラエルを「原産国」とする附属書Ⅱのキャビアを、イスラエル以外の第三国から輸入する場合、現行は事前確認の対象ですが、施行後においては通関時確認となります。）

(2) 既存対象国のうち規制種を変更するもの

以下の2つの特定国の種の対象を変更します。

ア) インド

(変更前)

種：ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種及びインドが同条約附属書Ⅲに掲げた種

(変更後)

種：ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（ダルベルギア・シッソ及びダルベルギア・ラティフォリアを除く。）及びインドが同条約附属書Ⅲに掲げた種

→インドを原産国とするダルベルギア・シッソ (Dalbergia sisso) 及びダルベルギア・ラティフォリア (Dalbergia latifolia) について、従前は事前確認の対象でしたが、施行後においては通関時確認となります。

イ) エジプト

(変更前)

種：ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種(ギリシャリクガメ、エジプトゲオアガマ、クジャクトゲオアガマ、ニシキトゲオアガマ、サバクトゲオアガマ、チチュウカイカメレオン、アフリカカメレオン、ナイルスナボア、ヤハズスナボア及びフェネックギツネに限る。)

(変更後)

種：ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種(ギリシャリクガメ、ナイルスッポン、エジプトゲオアガマ、ク

ジャクトゲオアガマ、ニシキトゲオアガマ、サバクトゲオアガマ、チチュウカイカメレオン、アフリカカメレオン、ナイルスナボア、ヤハズスナボア及びフェネックギツネに限る。)

→エジプトを原産国及び船積地域とするナイルスツポソ (Tionyx triunguis) が、施行後は、新たに事前確認の対象となります。

3. 改正内容

改正後	改正前
<p>▼7 (1)・(2) [略]</p> <p>▼(3) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物、<u>同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物又は同表の三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物</u>であって、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（二の表の第1中三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の第2に基づき二号承認を受けなければならないものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。</p>	<p>▼7 (1)・(2) [略]</p> <p>▼(3) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物<u>又は</u>同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（二の表の第1中三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の第2に基づき二号承認を受けなければならないもの並びに7の(4)及び(5)に基づき経済産業大臣の確認を受けなければならないものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。</p>

<改正内容の表>

	国	種	貨物
一	ボツワナ	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アフリカゾウに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	ナミビア	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アフリカゾウに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	南アフリカ共和国	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アフリカゾウに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	ジンバブエ	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アフリカゾウに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
二	<u>アメリカ合衆国</u>	<u>ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アドリアティックスタージョン、カラチョウザメ、ミカドチョウザメ及びダウリアチョウザメに限る。）</u>	<u>動物並びにその個体の一部及び派生物</u>
三	アルゼンチン	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（ジャガランディ、コロコロ、コドコド、ピューマ、クチビロカイマン、パラグアイカイマン、カニクイイヌ、パタゴニアスカンク、クビワペッカリー及びクチジロペッカリーに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	エジプト	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（ギリシャリクガメ、 <u>ナイルスッポン</u> 、エジプトトゲオアガマ、クジャクトゲオアガマ、ニシキトゲオアガマ、サバクトゲオアガマ、チチュウカイカメレオン、アフリカカメレオン、ナイルスナボア、ヤハズスナボア及びフェネックギツネに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	インド	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（ <u>ダルベルギア・シッソ</u> 及び <u>ダルベルギア・ラティフォルリア</u> を除く。）及びインドが同条約附属書Ⅲに掲げた種	動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物
	イスラエル	動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物	動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物
	ヨルダン	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（クロサンゴ目、アオサンゴ科、イシ	動物並びにその個体の一部及び派生物

		サンゴ目及びクダサンゴ科に属するものに限る。)	
	パプアニューギニア	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種(ラン科に属するものに限る。)	植物並びにその個体の一部及び派生物
	フィリピン	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種(動物界に属するものに限る。)	動物並びにその個体の一部及び派生物
	タンザニア	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種(キエリクロボタンインコに限る。)	動物並びにその個体の一部及び派生物